

# 第7回佐賀県鳥インフルエンザ対策本部会議

令和4年12月8日 9時00分  
佐賀県鳥インフルエンザ対策本部

# 1 防疫措置の実施状況

(1)疑似患畜の確定 12月6日 5時00分

(2)殺処分【完了】24h目標を時間内(11.5h)で完了

【開始時刻】12月6日 5時00分

【場所】武雄市山内町大字犬走

【完了時刻】12月6日16時38分

【処分羽数】28,329羽

(3)農場内の消毒【完了】

【開始時刻】12月6日 5時00分

【完了時刻】12月7日21時20分

【作業内容】①鶏舎内外の壁、床、天井、屋根等の消毒

②敷地内全面への消石灰散布

**(4) 鶏糞の処理（堆積発酵処理の開始） 【完了】**

**【開始時刻】** 12月6日19時00分

**【完了時刻】** 12月7日21時51分

**(5) 埋却 【完了】**

**【開始時刻】** 12月6日 6時35分

**【完了時刻】** 12月7日22時26分

**【埋却物の内容】** 処分鶏、卵、飼料及び防護服等の  
汚染物品（フレコンバック275袋）

**(3)～(5)の72h目標についても時間内（41.5h）で完了**  
**⇒防疫措置（封じ込め）完了**

# (6) 現地防疫作業動員状況（防疫措置完了まで）

## 1,547名

		県	市	JA	建設業協会	計
殺処分等	第1クール	204	—	3	15	222
	第2クール	215	—	3	13	231
	第3クール	173	—	3	4	180
	第4クール	177	—	3	19	199
	第5クール	176	—	3	18	197
	小計	945		15	69	1,029
現对本部 サポ-トセンター	第1クール	101	14	2	1	118
	第2クール	83	15	2	1	101
	第3クール	85	15	2	1	103
	第4クール	86	15	2	1	104
	小計	355	59	8	4	426
消毒サ-ト	第1クール	25	—	—	8	33
	第2クール	9	—	—	8	17
	第3クール	6	—	—	8	14
	第4クール	6	—	—	8	14
	第5クール	6	—	—	8	14
	小計	52			40	92
4	合計	1,352	59	23	113	1,547

## (7) 関係機関・団体等からの協力

団体名	内容
(一社) 佐賀県建設業協会 杵島、藤津及び伊万里地区 建設業協会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消毒ポイントにおける車両消毒</li><li>・ 発生農場における埋却作業</li></ul>
(一社) 佐賀県バス・タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 動員者の輸送</li></ul>
(公社) 佐賀県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防疫資材の運搬</li></ul>
佐賀県高圧ガス流通保安協会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発生農場で使用した炭酸ガスの供給</li></ul>
佐賀県石油商業組合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重機等に使用した石油類燃料の供給</li></ul>
J Aグループ佐賀	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 殺処分・埋却作業等に係る人員の派遣</li><li>・ 動員者の輸送</li><li>・ フォークリフト等のオペレーターの派遣</li><li>・ 資材の運搬</li></ul>
武雄市 嬉野市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ サポートセンター運営業務等</li><li>・ 動員者輸送バス及び運転手の派遣</li></ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リエゾンの派遣</li></ul>
国土交通省九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 照明車両の派遣</li></ul>

## 2 対応経過



### 3 対策本部体制の移行

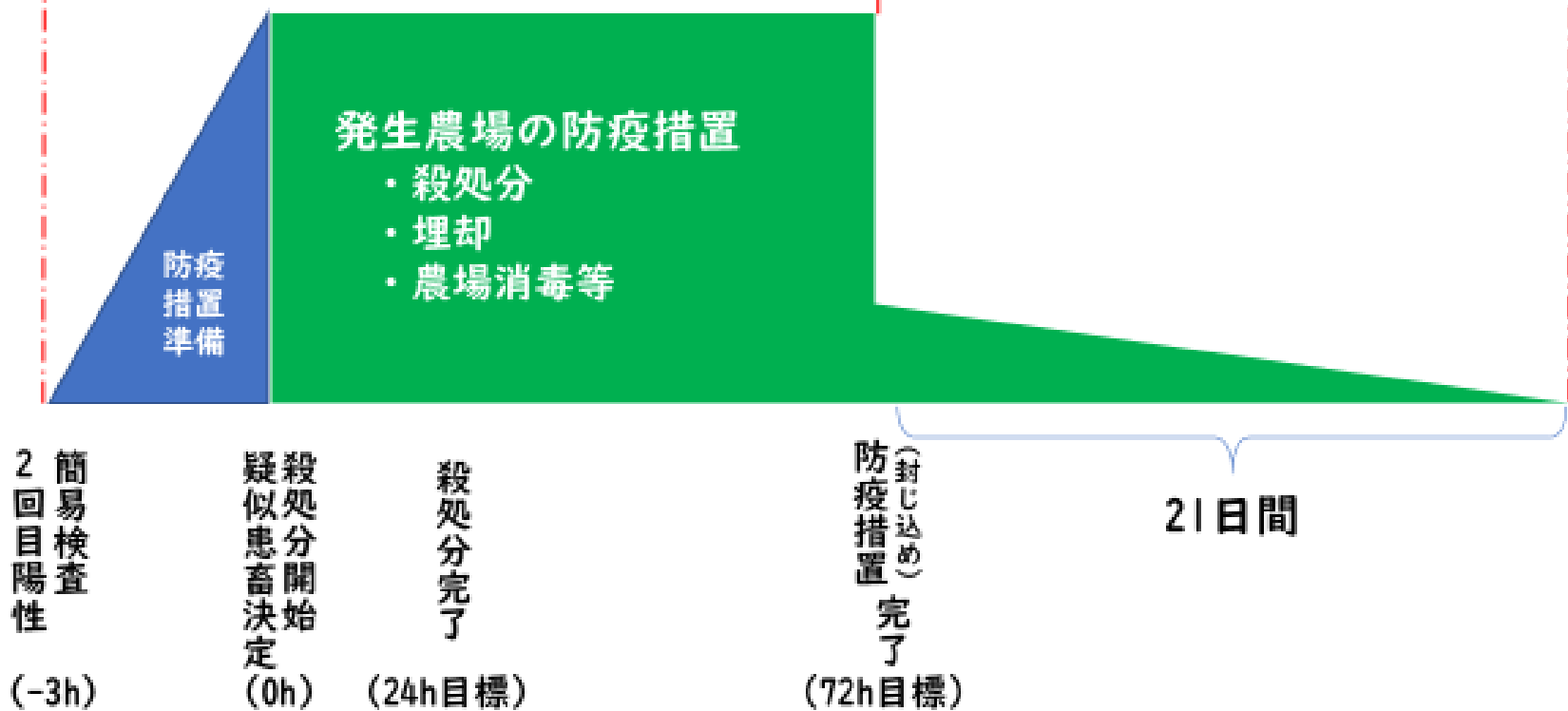
本部長：山口知事

<封じ込め期>

本部長：南里副知事

<封じ込め後>終息フェーズ

- ・ 3km圏内の農家の清浄性確認
- ・ 片付け、精算



## 4 今後の見込み（終息までのプロセス）

(12月7日) 発生農場防疫措置完了←現時点

(12月11日頃) 発生状況確認検査結果 **陰性確認**

(12月18日) 清浄性確認検査開始

(12月23日頃) 清浄性確認検査結果 **陰性確認**

**搬出制限区域 (3km~10km) 解除**

検査対象は  
半径3km以内  
の養鶏農家

発生農場防疫措置完了後、新たな発生がない場合  
(12月29日の午前0時) **移動制限区域 (3km以内) 解除**



## (参考)

### ①発生状況確認検査とは

**移動制限区域内**の家きんを100羽以上飼養する農場を対象とし、原則として疑似患畜確認後24時間以内に、以下の検査を行う。

- ・臨床検査（目視による検査）
- ・ウイルス分離検査（生きたウイルスの培養；判定に5日）
- ・血清抗体検査

### ②清浄性確認検査とは

**移動制限区域内**の家きんを100羽以上飼養する農場を対象とし、発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、①と同様の検査を行う。



**移動制限区域(3km)**